

高浜市パブリックコメント条例（案） に対する意見を募集しています。

高浜市では、パブリックコメント条例の制定を予定しています。
そこで、高浜市パブリックコメント条例（案）を策定しましたので、皆様からの意見を募集します。

案件名

高浜市パブリックコメント条例（案）

条例（案）の趣旨

平成23年4月に施行された高浜市自治基本条例第13条において、「行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。」と規定しています。

そこで、市民の参画制度の一つとしてパブリックコメントを条例で定めることを予定しています。

「パブリックコメント」とは、行政が政策などの立案の段階においてこれらの案の内容、趣旨などを公表し、広く市民の意見を考慮し、意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表する一連の手続きをいいます。

この条例（案）の目的は、パブリックコメントを条例で定めることにより、市民との情報共有を図るとともに市民の参画する機会を保障し、もって協働によるまちづくりを行うことです。

公表資料

- 高浜市パブリックコメント条例（案）
 - ・概要版
 - ・全文
 - ・解説版

意見募集期間

平成24年9月15日（土）から平成24年9月30日（日）まで

公表資料の閲覧・配布場所

- 市役所1階市民生活グループ
- いきいき広場2階
- 各公民館
- 各ふれあいプラザ
- 市立図書館
- 市体育センター
- 市公式ホームページ

意見書記載事項

- 住所（所在地）
 - 氏名（名称）
 - 連絡先（電話番号、メールアドレスなど）
 - 高浜市パブリックコメント条例（案）に対する意見とその理由
- ※意見書の様式は任意ですが、意見書の雛形を用意しましたのでご利用ください。

裏面もあります。

意見書提出方法

○持参

閲覧場所に設置されている意見提出箱に平成24年9月30日(日)までに投函してください。

※市役所1階市民生活グループに設置されている意見提出箱に投函する場合は、平日8時30分から17時15分までと土日8時30分から12時15分までとなります。

○郵送

444-1398 (住所記載不要) 高浜市役所行政グループ 宛

※平成24年9月30日(日)消印有効

○FAX

52-1110

※平成24年9月30日24時までに受信したもの

○電子メール

gyosei@city.takahama.lg.jp

※平成24年9月30日24時までに受信したもの

提出された意見の取扱い

市は、提出された意見を考慮して、高浜市パブリックコメント条例(案)を決定し、平成24年12月議会に議案として上程する予定です。

結果の公表

皆様から提出された意見、意見に対する市の考え方、条例(案)の修正の有無などは市広報12月15日号に掲載する予定です。

その他

- 電話や口頭でのご意見の提出は、受付できません。(特別な配慮を要する場合は、行政グループにお申出ください。)
- 意見書は、日本語でご記入ください。
- 意見書の提出者に対して、直接個別の回答は行いませんので、ご了承ください。
- 提出された意見書は、返却いたしません。
- 提出された意見書の内容は、個人情報を除き、公表いたします。
- 意見書に記載された個人情報は、高浜市個人情報保護条例に基づき、適切に管理します。

問合せ先

高浜市役所行政グループ 文書担当

TEL 52-1111 (301)

FAX 52-1110

メール gyosei@city.takahama.lg.jp